



平成 28 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社フルキャストホールディングス
 代 表 者 名 代表取締役社長CEO 坂 卷 一 樹
 (コード番号 4848 東証第一部)
 問 い 合 わ せ 先 経 理 財 務 部 長 朝 武 康 臣
 電 話 番 号 03-4530-4830

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 12 日開催の取締役会において、下記のとおり平成 28 年 3 月 25 日開催予定の第 23 回定時株主総会において、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、取締役の職務執行に対する監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

このことにより、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたため、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則 第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 章 総 則 第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第 5 条～第 17 条 (条文省略) 第 4 章 取締役および取締役会	第 5 条～第 17 条 (現行どおり) 第 4 章 取締役および取締役会
(員 数) 第 18 条 当社の取締役の員数は 10 名以内とする。	(員 数) 第 18 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の員数は、10 名以内とする。

	② <u>当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(選任) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略)	(選任) 第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり)
(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) ② <u>増員または補欠により就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	(任期) 第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(役付取締役) 第21条 当社は取締役会の決議によって取締役の中より社長1名を選任し、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 ② 取締役会は、必要に応じて、その決議によって <u>取締役相談役</u> を定めることができる。	(役付取締役) 第21条 当社は取締役会の決議によって取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の中より社長1名を選任し、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 ② 取締役会は、必要に応じて、その決議によって <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中より相談役を定めることができる。
第22条 (条文省略)	第22条 (現行どおり)
(代表取締役) 第23条 (条文省略) ② 前項のほか、必要に応じ、取締役会の決議により、会社を代表すべき取締役を選定することができる。	(代表取締役) 第23条 (現行どおり) ② 前項のほか、必要に応じ、取締役会の決議により、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中より会社を代表すべき取締役を選定することができる。
第24条 (条文省略)	第24条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の3日前までにこれを発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
第26条 (条文省略)	第26条 (現行どおり)
(新設)	(業務執行の決定の委任) 第27条 当社は、 <u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領	(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領

<p>およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によってこれを定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、480万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法令の定める額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数</u></p>

	をもって行う。
(監査役会の議事録) 第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。	(監査等委員会の議事録) 第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。
(監査役会規程) 第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(監査等委員会規程) 第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
(報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。 (監査役の責任免除) 第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為に関する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める額とする。	(削除) (削除)
第41条～第46条(条文省略)	第37条～第42条(現行どおり)
(新設)	第8章 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 1. 平成28年3月開催の第23回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。 2. 平成28年3月開催の第23回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成28年3月25日(金)
平成28年3月25日(金)

以上